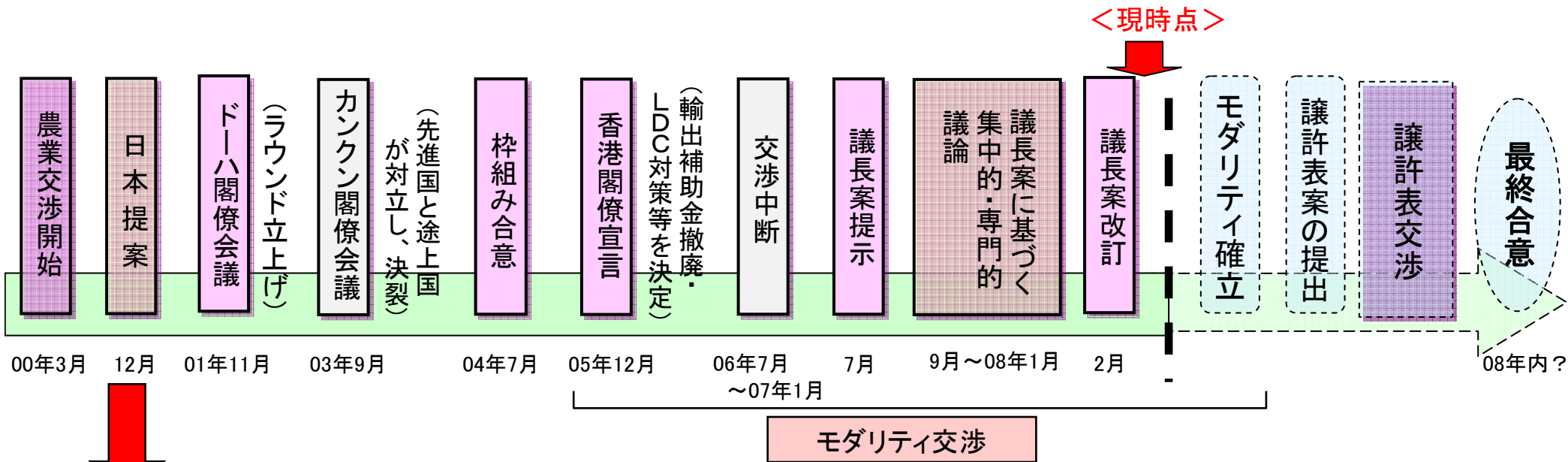


WTO農業交渉をめぐる最近の動き

平成20年3月
農林水産省

WTO農業交渉の流れ



交渉にのぞむ我が国の考え方

多様な農業の共存

- ・食料安全保障の確保
- ・農業の多面的な機能への配慮

国内農業の構造改革の推進

輸出入国間のバランスのとれた貿易ルールの確立

途上国の開発への貢献

(参考) 枠組み合意、モダリティ、譲許表とは？



(決定事項の具体例)

- ・「一般品目」のほかに「重要品目」を設定
- ・重要品目は一般品目より低い関税削減と関税割当の拡大の組合せで市場アクセスの改善を図る等

関税削減等の公式

- ・重要品目の数は●%
- ・重要品目の関税削減率は一般品目の■%
- ・関税割当の拡大幅は国内消費量の▲% 等

個別の品目毎の関税率等

- ・品目A、品目Bを重要品目に指定
- ・品目Aの関税率を△%削減
- ・関税割当を◎トン拡大 等

WTO交渉における市場アクセス改善案(議長案)

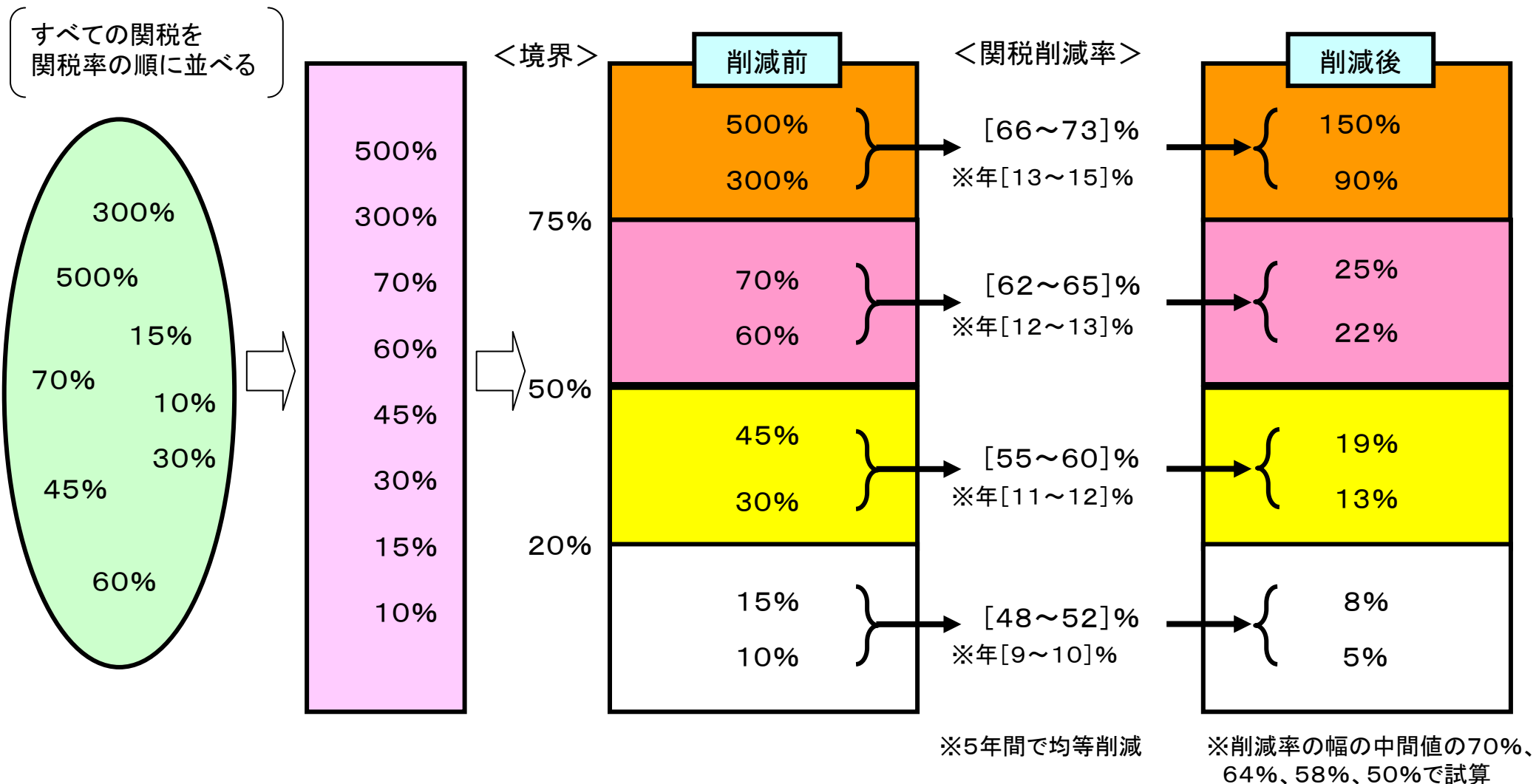
<75%以上の関税率の品目の場合>

| | 農産物に占める割合 | 関税削減 | 関税割当拡大幅 (国内消費量に占める割合) |
|------|-----------|---|--------------------------------|
| 一般品目 | 92~96% | 66~73%減 | なし |
| 重要品目 | 4~8% | 一般品目の 3パターンから選択 { 1/3の削減 1/2の削減 2/3の削減 | → 4~6% → 3.5~5.5% → 3~5% |

※ 我が国は、重要品目について、①全農産物の10%以上必要、②大幅な関税割当拡大は受入不可と主張。

改訂議長案「市場アクセス」の内容(1):一般品目

○ 階層方式に従って、現行関税率が高いものほど大きな削減。



改訂議長案「市場アクセス」の内容(2):重要品目

- 一般品目の関税削減を適用することが困難な品目は、重要品目として、一般品目より緩やかな関税削減と関税割当の拡大によって対応。
- 我が国は、重要品目の数と取扱いの柔軟性が不十分と主張。

数

1. 有税品目又は全品目の[4]～[6]%

※ 我が国は、計算の基礎を全品目にする
ことを主張

2. 以下の場合は代償付きで[6]～[8]% も可

【例外1】

最高階層に属するタリフライン(関税の単位)
が30%以上の場合

※ 我が国の場合は10%(134タリフライン)
のため適用なし

【例外2】

6桁で譲許しており、重要品目の絶対数
において不均衡な制約を受けている場合

※ 我が国は全タリフライン数の違いによる
不公平是正を主張

取扱い(原則)

| 関税削減 | 関税割当の拡大幅 |
|--------------|---------------------|
| 一般品目の 2/3 | 消費量の [3]～[5]% |
| 一般品目の 1/2 | 消費量の [3.5]～5.5]% |
| 一般品目の 1/3 | 消費量の [4]～[6]% |

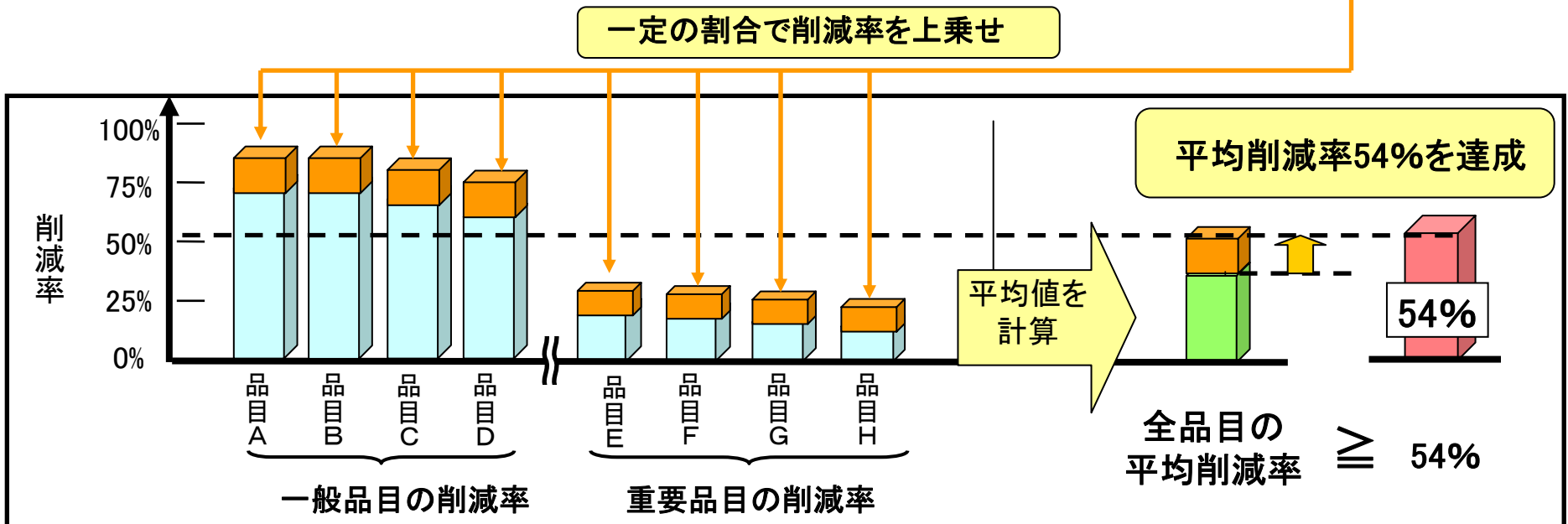
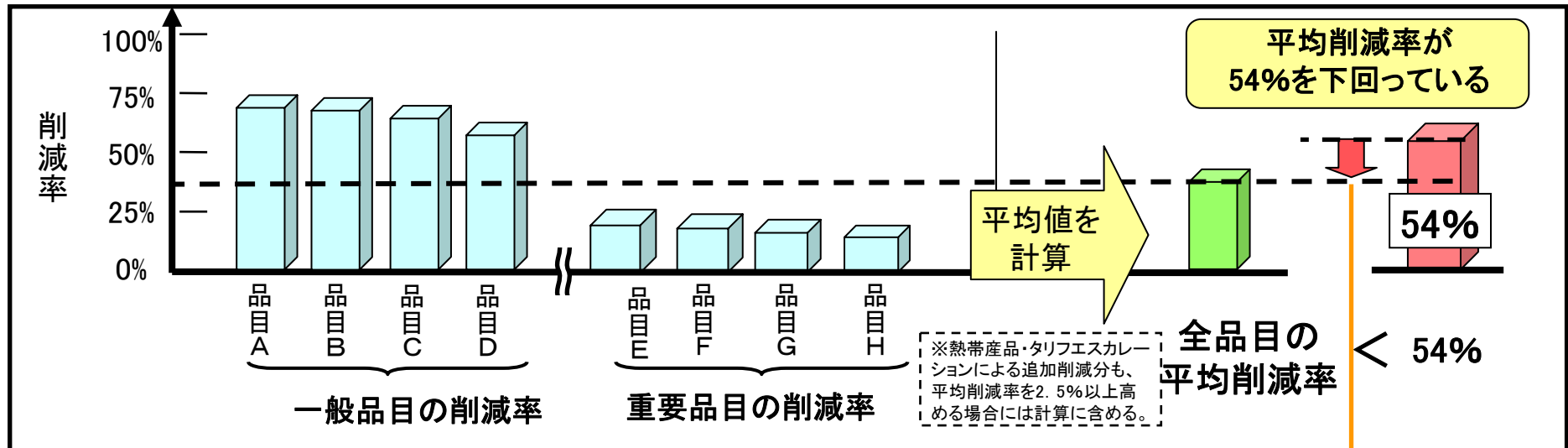
改訂議長案「市場アクセス」の内容(3):その他の追加的関税削減

○ 熱帯産品やタリフエスカレーションの対象品目は追加的関税削減を行う。

| 項目 | 対象品目 | 上乗せ関税削減の内容 | | | | | | |
|-----------------|---|---|--|------------------|-----------------|---|---------|--|
| 熱帯産品 | 【飲料】 コーヒー 等 【香辛料】 こしょう、とうがらし 等 【植物油】 パーム油 等 【果物】 マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ 等 ※ 一部の国はコメ、砂糖を対象品目とすることを主張（我が国、EC、米国等は強く反対） | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>関税削減の取扱い等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案1 (より厳しい案)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・税率25%以下: 関税撤廃 ・税率25%超: 85%関税削減 ・重要品目への指定不可 </td> </tr> <tr> <td>提案2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・税率10%未満: 関税撤廃 ・税率10%以上: 最高階層の削減率 ・最高階層: タリフ・エスカレーションによる追加削減に2%上乗せ </td> </tr> </tbody> </table> | | 関税削減の取扱い等 | 提案1 (より厳しい案) | <ul style="list-style-type: none"> ・税率25%以下: 関税撤廃 ・税率25%超: 85%関税削減 ・重要品目への指定不可 | 提案2 | <ul style="list-style-type: none"> ・税率10%未満: 関税撤廃 ・税率10%以上: 最高階層の削減率 ・最高階層: タリフ・エスカレーションによる追加削減に2%上乗せ |
| | | 関税削減の取扱い等 | | | | | | |
| 提案1 (より厳しい案) | <ul style="list-style-type: none"> ・税率25%以下: 関税撤廃 ・税率25%超: 85%関税削減 ・重要品目への指定不可 | | | | | | | |
| 提案2 | <ul style="list-style-type: none"> ・税率10%未満: 関税撤廃 ・税率10%以上: 最高階層の削減率 ・最高階層: タリフ・エスカレーションによる追加削減に2%上乗せ | | | | | | | |
| タリフエスカレーション | 【野菜】 トマト トマトジュース 等 【果物】 ココやし — やし油、 アンズ — アンズ調整品 等 【油脂植物】 ゴマ — ゴマ油、 大豆 — 大豆油 等 ※ タリフエスカレーションとは、原材料には低関税率が適用される一方、その加工品には高関税率が適用されること | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>加工品についての関税削減の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高階層以外の場合</td> <td> 以下の3つの選択肢 A: 1段上の階層の削減率 B: 最高階層の削減率 C: 1段上の階層と最高階層の中間の削減率 </td> </tr> <tr> <td>最高階層の場合</td> <td> 以下の2つの選択肢 A: 最高階層の削減率の1.3倍を適用 B: 最高階層の削減率+6%削減 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※重要品目は対象外</p> | | 加工品についての関税削減の取扱い | 最高階層以外の場合 | 以下の3つの選択肢 A: 1段上の階層の削減率 B: 最高階層の削減率 C: 1段上の階層と最高階層の中間の削減率 | 最高階層の場合 | 以下の2つの選択肢 A: 最高階層の削減率の1.3倍を適用 B: 最高階層の削減率+6%削減 |
| | 加工品についての関税削減の取扱い | | | | | | | |
| 最高階層以外の場合 | 以下の3つの選択肢 A: 1段上の階層の削減率 B: 最高階層の削減率 C: 1段上の階層と最高階層の中間の削減率 | | | | | | | |
| 最高階層の場合 | 以下の2つの選択肢 A: 最高階層の削減率の1.3倍を適用 B: 最高階層の削減率+6%削減 | | | | | | | |

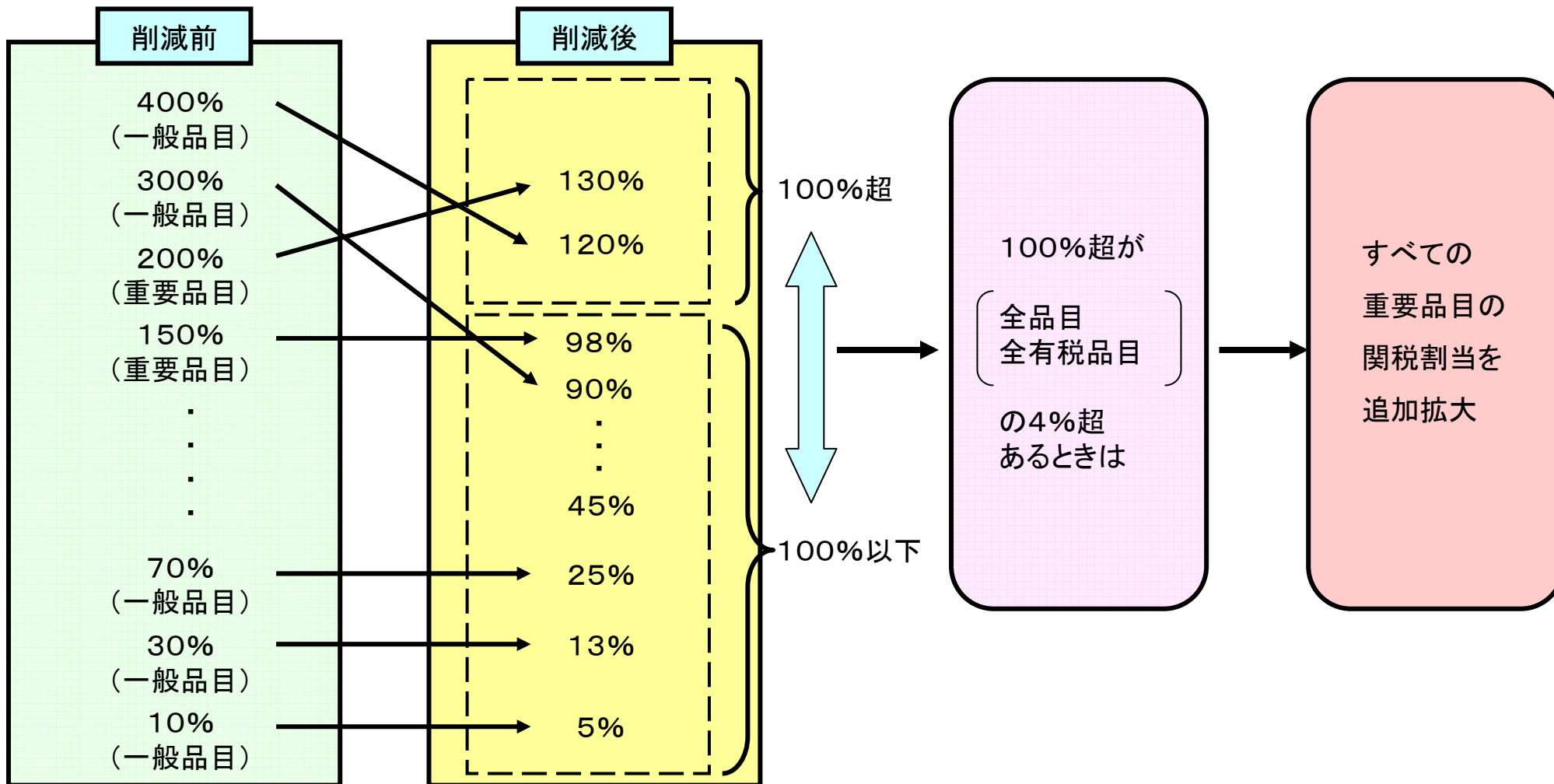
改訂議長案「市場アクセス」の内容(4): 先進国の平均削減率

○ 全品目の平均関税削減率が54%を下回った場合、54%以上となるように、削減率を全品目で一定の割合増加させる。



改訂議長案「市場アクセス」の内容(5): 上限関税に代わる高関税対応

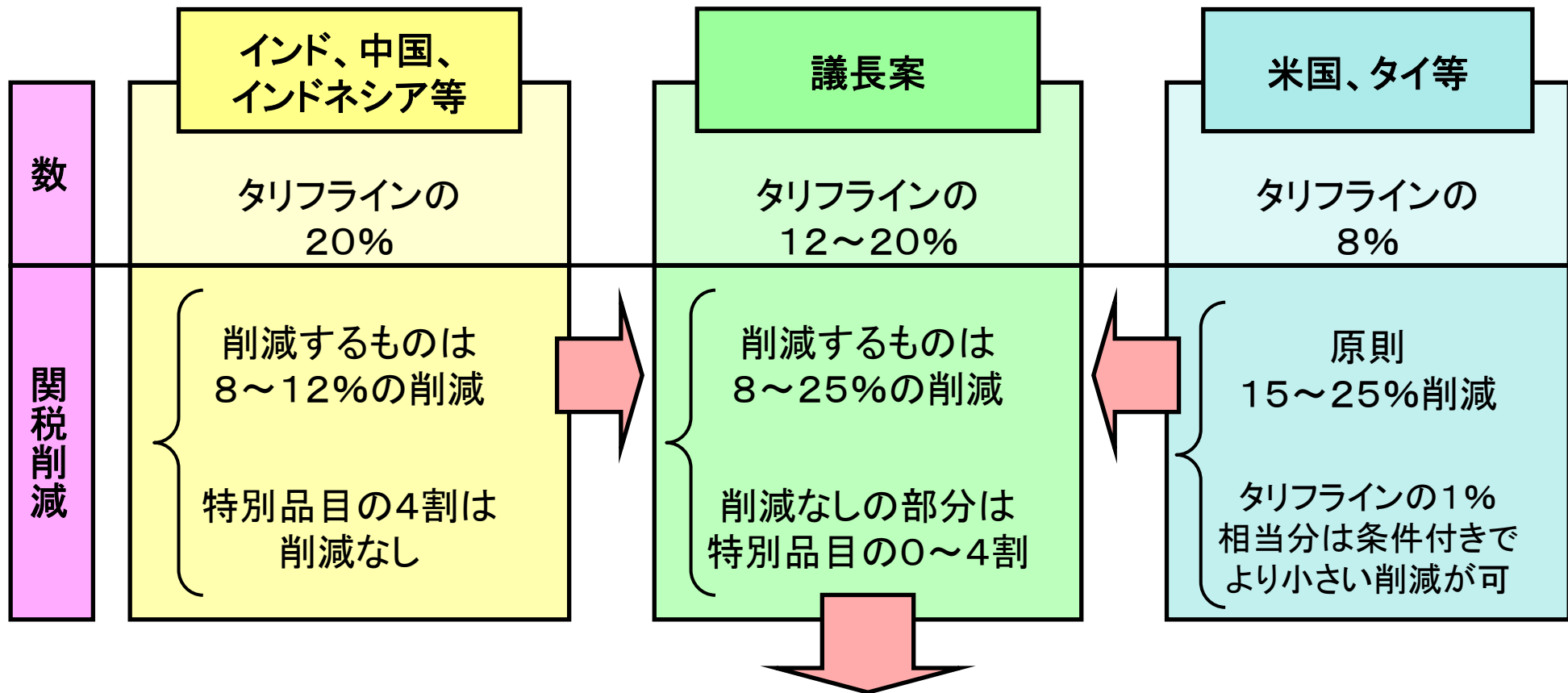
- 上限関税は盛り込まれていない。
- 関税削減後、100%を超える関税が全[有税]品目の4%を超えて残る場合、全ての重要品目の関税割当拡大幅を更に[]%拡大。



※一般品目の削減率は幅の中間値である70%、64%、58%、50%と、重要品目の場合は一般品目の1/2の関税削減率と仮定

改訂議長案のその他の焦点(1): 途上国の市場アクセス

- 途上国にとっての「重要品目」である「特別品目」。インド、中国、インドネシア等が輸入国の立場で主張。
- 米国、タイ等輸出国は、人口が多く、人口増加率も高く、かつ経済成長も急速なこれらの国を将来の有力な輸出先として重視。「特別品目」によって認められる例外の範囲を厳しく制限しようとしている。

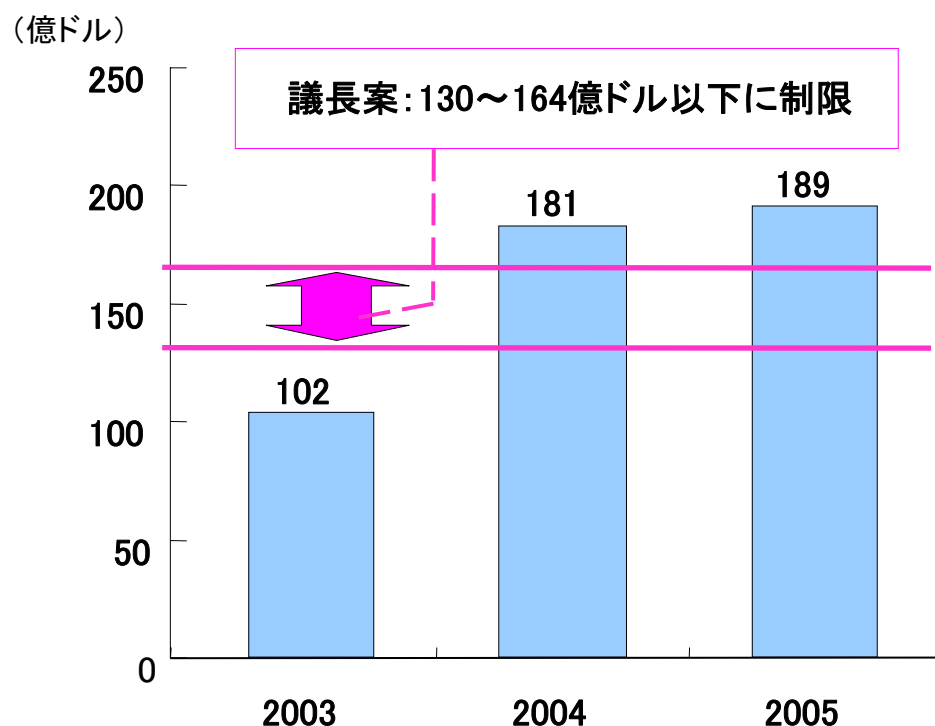


実質的には両論併記。議論はこれから

改訂議長案のその他の焦点(2):国内支持(特に米国)

- 議長案では貿易に影響を与える補助金(貿易歪曲的国内支持)の総額を130~164億ドルの範囲に抑える提案が出されており、これを米国がのめるどうか焦点。
- このほか、議長案では米国の綿花補助金を厳しく批判するアフリカ諸国の案がそのまま盛り込まれており、これに米国が対案を出せるかどうかも焦点。

[米国の貿易歪曲的国内支持]



[綿花に関する議長案(=アフリカ諸国の案)の米国へのインパクト]

(億ドル)

| | 米国実績(2005年) | 議長案 |
|------|-----------------|-----|
| AMS | 16.2 | 1.4 |
| 青の政策 | 13.0 (CCP実績) | 3.5 |

出典: 2005年実績は米国提出数値(CCP実績は推計値)。
 その他は議長案等に基づき我が国が行った試算値。

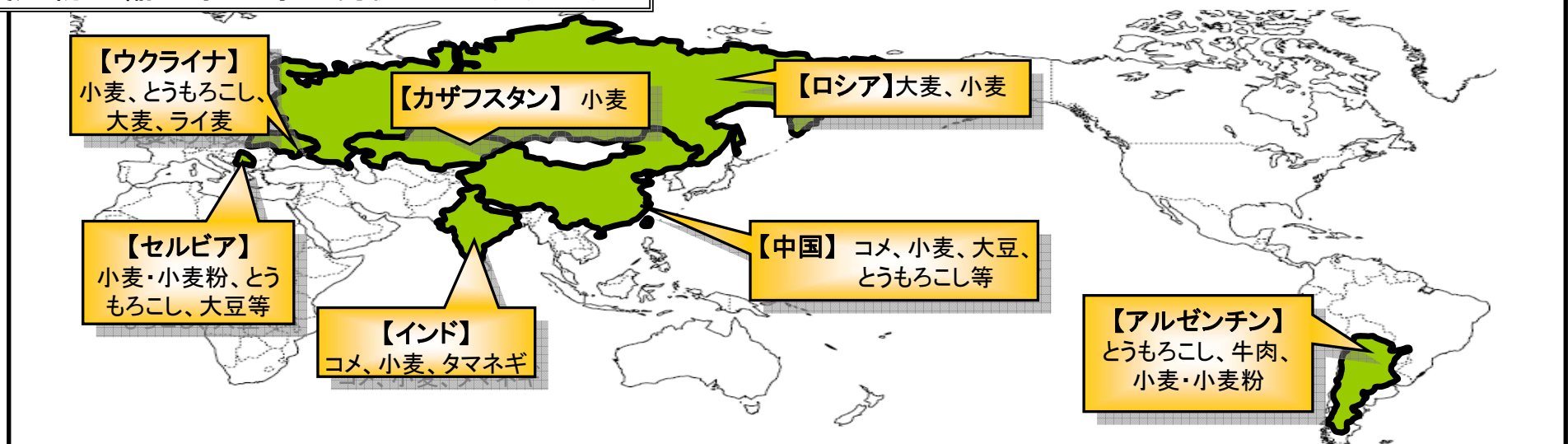
CCP(価格変動対応型支払い): 作物ごとに目標価格を設定し、差額を補填(2002年農業法に基づき導入)

改訂議長案のその他の焦点(3):「輸出規制」の内容

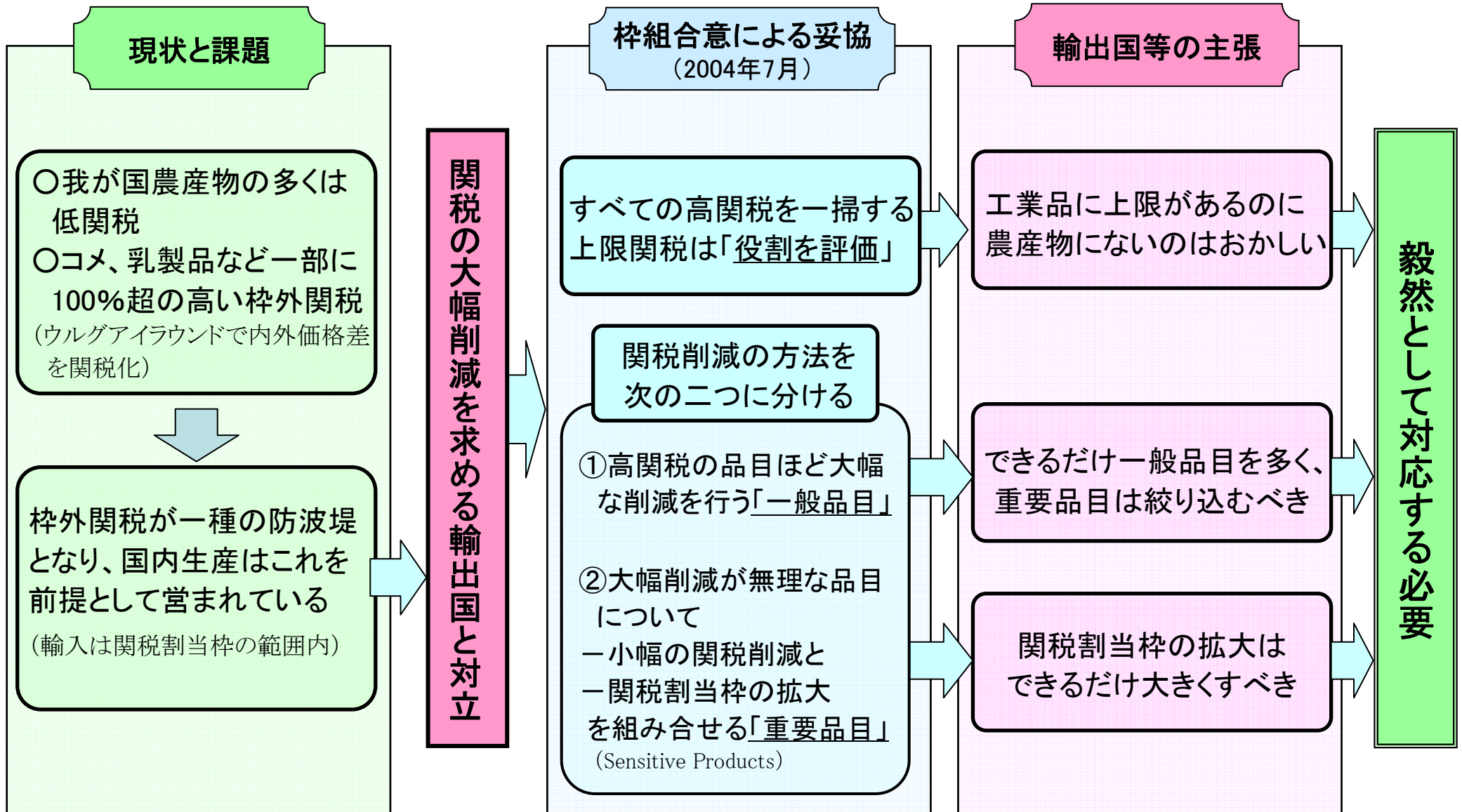
○ 輸出禁止・制限措置については、規律を強化する方向で議論が進んでいる。

| 現行農業協定の内容 | 改訂議長案の内容 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>先進国とある食料の純輸出国である途上国に限り規制対象(その他の途上国は対象外)</u> ・ 輸出禁止・制限措置を新設する国は、農業委員会に実行可能な限り事前かつ速やかに通報 ・ 通報すれば、いつまでも輸出禁止・制限措置を維持することが可能(実施期限の定めなし) | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>先進国、途上国問わず規制対象</u> ・ <u>通報の義務を強化(毎年更新 等)</u> ・ <u>現行の措置は撤廃</u> ・ <u>新規の措置は原則1年以内(最長18カ月)に撤廃</u> |

農産物の輸出禁止等の現状(2008年2月現在)



WTO農業交渉で「多様な農業の共存」を実現するために必要なこと



我が国のWTO農業交渉に臨む基本方針

1. 上限関税の導入絶対阻止

2. 重要品目の十分な数の確保

3. 重要品目の柔軟性の確保

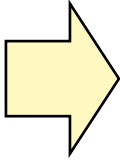
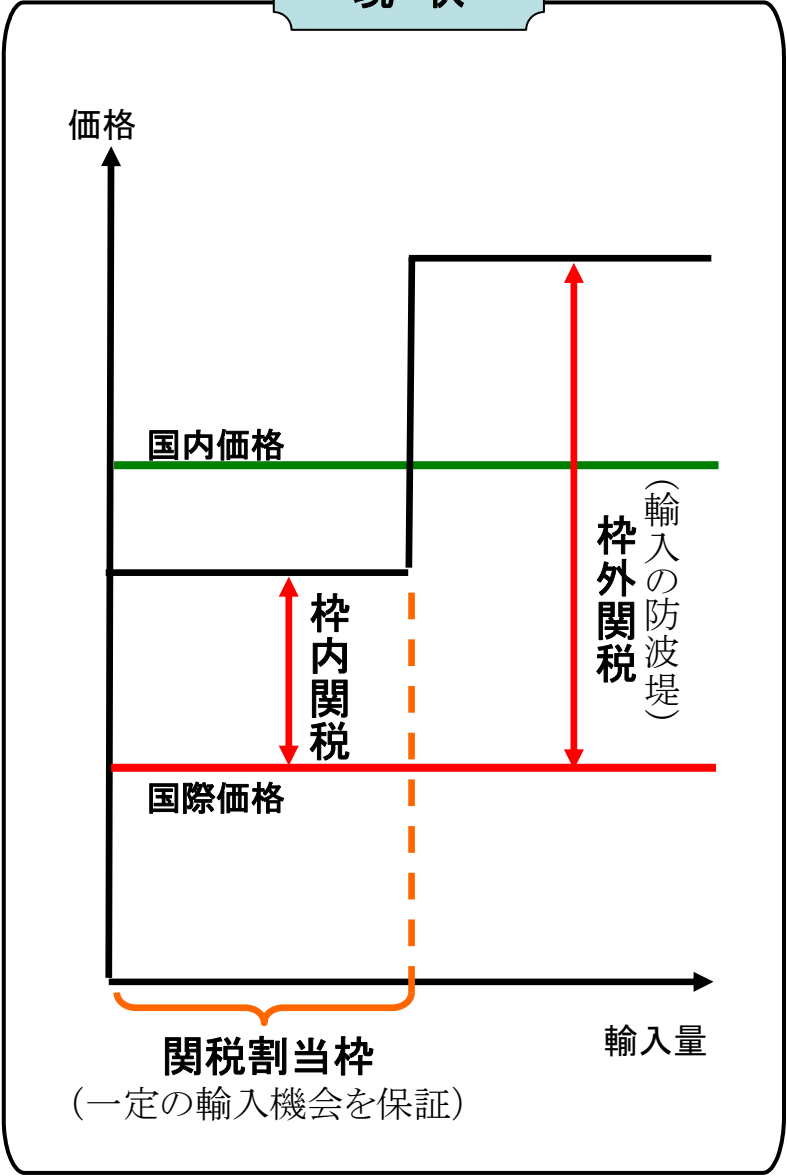
EU、G10、輸入途上国などとの幅広い連携

国内支持など「攻め」の材料の効果的活用

「多様な農業の共存」の実現

高い枠外関税は防波堤

現状



交渉上のリスク

